

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

### 第1編 関係条例の一部改正

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(野田市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の分限に関する条例(昭和26年野田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(野田市環境保全条例の一部改正)

第4条 野田市環境保全条例(平成8年野田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第56条及び第57条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(野田市消防団条例の一部改正)

第5条 野田市消防団条例(平成10年野田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第7条 野田市行政不服審査法施行条例（平成28年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正）

第8条 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成30年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第9条 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第10条 野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第55条から第57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 第2編 経過措置

### 第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第11条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治

40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第12条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

## 第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに野田市職員

の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。